

令和 2 年 5 月 15 日

報道関係者 各位

PRESS RELEASE



和歌山県・紀の川市

令和2年第2回紀の川市議会臨時会の開催について

日頃は、紀の川市政にご理解ご協力を賜り誠にありがとうございます。
下記のとおり、令和 2 年第 2 回紀の川市議会臨時会を開催いたします。

記

- ① 令和 2 年第 2 回紀の川市議会臨時会会期予定表
- ② 令和 2 年第 2 回紀の川市議会提出予定案件一覧
- ③ 令和 2 年度紀の川市各会計補正予算資料(令和 2 年第 2 回臨時会)

※ 全 6 枚 (このページを含む)

【本件に関する問い合わせ先】

○議会提出予定案件に関して

和歌山県 紀の川市役所 総務部総務課 担当 本多

TEL:0736-77-2512

○その他に関して

議会事務局 担当 中村

TEL:0736-77-0860



令和2年第2回紀の川市議会臨時会会期予定表

招 集: 令和2年5月21日

会 期: 1 日間

月日	曜日	会議の別	議 事	備 考
5月21日	木	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 提案理由説明 議案上程・質疑・討論・採決・閉会	

提出予定案件一覧

報告第1号 専決処分の承認を求めることについて

(紀の川市税条例等の一部を改正する条例)

地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）及び地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第109号）の公布及び施行等に伴い、紀の川市税条例等の一部を改正する必要があるが生じたが、緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

【専決年月日：令和2年3月31日】

報告第2号 専決処分の承認を求めることについて

(紀の川市税条例の一部を改正する条例)

地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第26号）の公布及び施行に伴い、紀の川市税条例の一部を改正する必要があるが生じたが、緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

【専決年月日：令和2年4月30日】

報告第3号 専決処分の承認を求めることについて

(紀の川市都市計画税条例の一部を改正する条例)

地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）の公布及び施行等に伴い、紀の川市都市計画税条例の一部を改正する必要があるが生じたが、緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

【専決年月日：令和2年3月31日】

報告第4号 専決処分の承認を求めることについて

(紀の川市都市計画税条例の一部を改正する条例)

地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第26号）の公布及び施行に伴い、紀の川市都市計画税条例の一部を改正する必要があるが生じたが、緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

【専決年月日：令和2年4月30日】

報告第5号 専決処分の承認を求めることについて

(紀の川市地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例)

地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令の一部を改正する省令(令和2年総務省令第25号)の公布及び施行に伴い、紀の川市地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する必要性が生じたが、緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

【専決年月日：令和2年3月31日】

報告第6号 専決処分の承認を求めることについて

(紀の川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

地方税法施行令の一部を改正する政令(令和2年政令第109号)の公布及び施行に伴い、紀の川市国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じたが、緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

【専決年月日：令和2年3月31日】

報告第7号 専決処分の承認を求めることについて

(紀の川市介護保険条例の一部を改正する条例)

介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令(令和2年政令第98号)の公布及び施行等に伴い、紀の川市介護保険条例の一部を改正する必要性が生じたが、緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

【専決年月日：令和2年3月31日】

報告第8号 専決処分の承認を求めることについて

(紀の川市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例)

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令(令和2年政令第69号)の公布及び施行等に伴い、紀の川市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する必要性が生じたが、緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

【専決年月日：令和2年3月31日】

報告第9号 専決処分の承認を求めることについて

(令和元年度紀の川市一般会計補正予算(第5号))

令和元年度紀の川市一般会計補正予算(第5号)について、緊急を要するため

議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

【専決年月日：令和2年3月31日】

報告第10号 専決処分の承認を求めることについて

(令和2年度紀の川市一般会計補正予算(第1号))

令和2年度紀の川市一般会計補正予算(第1号)について、緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

【専決年月日：令和2年4月3日】

報告第11号 専決処分の承認を求めることについて

(令和2年度紀の川市一般会計補正予算(第2号))

令和2年度紀の川市一般会計補正予算(第2号)について、緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

【専決年月日：令和2年5月1日】

議案第67号 令和2年度紀の川市一般会計補正予算(第3号)について

(別添資料1)

議案第68号 令和2年度紀の川市水道事業会計補正予算(第1号)について

(別添資料1)

令和2年度紀の川市各会計補正予算資料（令和2年第2回臨時会）

		(単位:千円)		
議案番号	会 計 名	補正前の額	補正額	補正後の額
議案第 67 号	一般会計(第3号)	35,202,983	1,012,389	36,215,372
議案第 68 号	水道事業会計(第1号)〔収益的収入〕	1,631,132	250	1,631,382
	〔収益的支出〕	1,468,081	250	1,468,331

◆ 補正内容について

今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症対応による市民生活への支援及び小規模事業者を対象とする経営安定化給付金の給付のほか、事業執行上緊急を要する事業を中心に予算編成を行いました。補正予算措置内容については、次のとおりです。

○ 一般会計補正予算（第3号）

- ◇ 紀の川市特別定額給付金給付事業(新規) (補正額 614,940 千円) 【担当:総務課】
新型コロナウイルス感染症の影響を受けている市民の家計を支援するため、国の特別定額給付金に、1人につき1万円を上乗せして給付する紀の川市特別定額給付金にかかる経費を予算措置するもの。
- ◇ 感染症対策事業(新規) (補正額 78,322 千円) 【担当:健康推進課】
新型コロナウイルス感染症の拡大予防策として、市内の全世帯を対象に、不織布マスクを1世帯につき50枚を郵送により配布する経費を予算措置するもの。
- ◇ 水道事業繰出金(新規) (補正額 186,940 千円) 【担当:水道総務課】
新型コロナウイルス感染症の影響を受けている市民生活や経済活動を支援するため、水道料金のうち基本料金を6か月間免除することから、免除額相当分の補填及び料金システムの改修にかかる経費について水道事業会計補助金を予算措置するもの。
- ◇ 商工振興事業(新規) (補正額 132,187 千円) 【担当:商工労働課】
新型コロナウイルス感染拡大に伴う商工業の経営対策として、対前年同月比の売上げが15%以上減少した小規模事業者に対し、10万円の経営安定化給付金の給付にかかる経費を予算措置するもの。

○ 水道事業会計補正予算（第1号）

- (補正額 収益的収入 250 千円)
- (補正額 収益的支出 250 千円)
- ◇ 収益的収入においては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている市民生活や経済活動への支援策として、水道料金のうち基本料金を6か月間免除することによる給水収益の減額及び免除額相当分を補填する一般会計補助金の増額。収益的支出においては、基本料金の免除に対応するシステム改修にかかる経費を予算措置するもの。